

○日野町教育集会所設置条例

昭和 50 年 3 月 26 日
条例第 15 号

(設置)

第 1 条 社会教育の振興を図るため、教育集会所(以下「集会所」という。)を設置する。

(平 14 条例 12・全改)

(名称および位置)

第 2 条 集会所の名称および位置は、次のとおりとする。

名称 日野町教育集会所

位置 日野町大字豊田 304 番地の 1

(運営委員会)

第 3 条 集会所の運営を円滑に行うため、日野町教育集会所運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関し、必要な事項は教育委員会規則で定める。

(平 14 条例 12・一部改正)

(使用)

第 4 条 集会所を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用料)

第 5 条 集会所の使用料は、日野町使用料条例(昭和 30 年日野町条例第 12 号)の定めるところにより徴収する。

(使用料の減免)

第 6 条 次の各号の 1 に該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 町の機関が使用するとき。
- (2) 公益のために使用するとき。
- (3) その他教育委員会が減免の必要があると認めたとき。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 14 年条例第 12 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。